国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治
国際部長参事新美潤海外出張不在中同部長事務代理を命ずる
秘書課長参事吉田早樹人海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（九月七日）

人事異動

国家公安委員会

（警視庁組織犯罪対策部長）警視監　内藤　浩文
長野県警察本部長を命ずる
（警察庁長官官房付）警視長　河原　淳平
石川県警察本部長を命ずる
（警察庁生活安全局保安課長）同　小柳　誠二
高知県警察本部長を命ずる
（警察庁交通局運転免許課長）同　郷治　知道
宮崎県警察本部長を命ずる
（石川県警察本部長）同　森内　彰
警視庁組織犯罪対策部長を命ずる（以上九月四日）

警察庁

（中部管区警察局長）警視監　宮城　直樹
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　宮城　直樹
辞職を承認する
（公安調査庁調査第一部長）法務事務官　砂川　俊哉
警視監に任命する
中部管区警察局長を命ずる
（長野県警察本部長）警視監　尾崎　徹
（宮崎県警察本部長）警視長　野口　泰
警察庁長官官房付を命ずる（各通）
（警察庁長官官房付）警視監　尾崎　徹
公安調査庁に出向させる
（同）警視長　野口　泰
外務省に出向させる
（警察庁長官官房会計課会計企画官）同　谷　滋行
警察庁長官官房参事官（企画担当）兼警察大学校警察政策研究センター付を命ずる
（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）法務事務官　片倉　秀樹
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（拉致問題対策担当）を命ずる
（警察庁長官官房参事官（拉致問題対策担当））警視長　山田　好孝
警察庁生活安全局保安課長を命ずる
（神奈川県警察本部刑事部長）同　早川　智之
警察庁交通局運転免許課長を命ずる
（高知県警察本部長）同　上野　正史
警察大学校警務教養部長兼教授兼術科教養部長兼警察政策研究センター付を命ずる
（警察大学校教務部長）警視監　花岡　和道
警察大学校警務教養部長事務取扱を免ずる
（同）同　花岡　和道
警察大学校術科教養部長事務取扱を免ずる（以上九月四日）

法務省

（東京高等検察庁検事法務省大臣官房付）検事　吉川　崇
法務省大臣官房司法法制部司法法制課長に充てる（九月六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の独立記念日につき、九月七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

米村俊郎は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人松本弘道の後任を命ぜられた。

金澤勝幸は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人青木幹治の後任を命ぜられた。

千葉雄一郎は公証人に任命され、さいたま地方法務局所属元公証人漆原明夫の後任を命ぜられた。

住川洋英は公証人に任命され、千葉地方法務局所属元公証人高橋信行の後任を命ぜられた。

廣瀬公治は公証人に任命され、甲府地方法務局所属元公証人山田信二の後任を命ぜられた。

小暮輝信は公証人に任命され、名古屋法務局所属元公証人福嶋成二の後任を命ぜられた。

名古屋法務局所属公証人星野英敏は願により公証人を免ぜられた。

髙橋和弘は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人星野英敏の後任を命ぜられた。

高知地方法務局所属公証人原田勝治は願により公証人を免ぜられた。

竹中章は公証人に任命され、高知地方法務局所属公証人原田勝治の後任を命ぜられた。（以上九月一日）（法務省）

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第1項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成29年9月11日

国土交通大臣　石井　啓一

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空整備士（飛行機に限る。）及び一等航空運航整備士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明

事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

二　事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士及び二等航空整備士の資格に係る技能証明

三　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

四　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

五　計器飛行証明

六　操縦教育証明

七　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第一号から第七号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成29年11月18日（土）①東京都②大阪市

二　前項第一号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成29年11月19日（日）①東京都②大阪市

3　申請書の受付期間　平成29年10月16日（月）から平成29年10月23日（月）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南1丁目1番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成29年10月24日（火）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第1項第一号から第六号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第1項第七号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　准定期運送用操縦士（法規）

三　一等航空整備士（法規、機体、タービン発動機、電子装備品等）

四　二等航空整備士（法規）

五　二等航空運航整備士（法規）

六　一等航空運航整備士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。